

2015/03/24

会員各位
関係者様

(一社)全国高圧ガス容器検査協会
専務理事 佐藤四郎

LPガス用一般複合容器(FRP容器)を基準化
液化石油ガスの普及促進のための高圧ガス保安法の省令等の改正について

経済産業省高圧ガス保安室の担当官より平成 27 年 2 月 24 日付けで、高圧ガス保安法に基づく容器保安規則、液化石油ガス保安規則等の改正の連絡が入りました。基準化については、当協会の技術委員がオブザーバーとして日本LPガス団体協議会(日団協)の液化石油ガス用プラスチックライナー製複合容器の基準化WGに参加しており、国内に導入する高圧ガス法に準じた品質要求をみたす製品を提供するため安全性の観点から実用化に係る法規制の課題について策定、平成 26 年 11 月 27 日付けで高圧ガス保安協会(KHK)から経済産業省へ申し出され省令等の改正に至りました。

この基準化により、軽くて美観が良く衝撃吸収のための外殻(ケーシング)を持つ(内側がプラスチック製の薄肉容器にガラス繊維を巻きつけたLPガス用一般複合容器・FRP容器)の普及が期待され、それに伴い容器検査本数も増加すると考えられます。製品の発売は6月に予定。

改正内容は別紙の通り。